

自治基本条例特集

町民が主役のまちづくりを目指して

今月号では、2月15日（金）に開催した「東郷町自治基本条例検討委員会から町長への提言書の提出セレモニー」の様子をお知らせします。

「東郷町自治基本条例素案」
が完成

平成23年10月から約1年半、まちづくり条例委員会～みんなでいきT o G o！～で、町民と行政が協働して検討を重ねてきた「東郷町自治基本条例」。

このたび、その成果ともいえる条例素案が完成し、2月15日に開催した第20回の検討委員会で、検討委員会のメンバーが町長へ提言書として提出しました。



住むあらゆる人が、ふるさと東郷に誇りを持ち、健康で幸せい暮らし続けられるまちにしたい」という検討委員会のメンバーの思いや、「今後のまちづくりには、この提言書の趣旨を最大限に尊重し、「町民が主役のまちづくり」の実現に向けて努力してほしい」という期待も込められました。今後は、3月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、6月議会に上程する予定です。

「提言書」(東郷町自治基本条例素案)の概要

■自治基本条例とは

「町民が主役のまちづくり」を進めていく上で、まちづくりに携わる「町民」「議会」「行政(町)」が果たすべき役割や責務などを明らかにし、東郷町の自治に関する仕組みや基本的な考え方などを定めるものです。

■条例素案の構成

この条例素案は、前文と次の17項目で構成されています。

- ①目的
- ②定義
- ③条例の位置付け
- ④まちづくりの基本原則
- ⑤町民の権利
- ⑥町民の責務
- ⑦事業者の責務
- ⑧議会の責務
- ⑨町長の責務
- ⑩町民参画・協働
- ⑪地域活動・町民活動
- ⑫情報公開・個人情報保護
- ⑬町政運営
- ⑭危機管理
- ⑮広域連携
- ⑯住民投票
- ⑰検証・見直し

■町民と行政が協働して作った条例

この条例素案は、行政の主導で作ったものではなく、公募で集まった町民の皆さんと町の職員で「東郷町自治基本条例検討委員会」(まちづくり条例委員会～みんなでいきT o G o！～)を立ち上げ、条例に盛り込む項目やその内容などについて議論を重ねて作り上げたものです。(詳細は、これまでの特集記事や町ホームページをご覧ください)

[part. 23]

▼問い合わせ

企画情報課

TEL 0561 (38)

3111 (内線 2324)

